

○林委員長 開会いたします。

本日は全員の出席であります。

議題に移ります。1、令和2年第4回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明を願います。

経済部長。

○品田経済部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書10ページになります。7款1項2目工業振興費、新しい生活様式に対応した家具開発支援費500万円でございます。コロナとともに生き、新しい日常をつくる、いわゆるウイズコロナ社会の到来を受け、ソーシャルディスタンスの確保やテレワーク等、新しい生活様式が定着しつつありますが、当事業は、旭川家具の技術やブランド力を生かして、新しい生活様式に対応した家具の開発に取り組む事業者に補助金を交付し、支援するものでございます。補助金は、補助率5分の4、上限額は100万円、5件程度を想定しているものでございます。

続きましてその下、IT導入促進支援費890万円でございます。事業者の事業活動の現場においては、新しい生活様式の定着とともに、従来の対面方式による営業等から非対面方式での新たなスタイルへの転換の需要が高まっております。こうした需要の高まりへの対応策として、地域企業のIT導入を促進するため、経営者や担当者向けセミナーの開催、IT導入コーディネーターの育成等を行い、地域企業のIT導入を側面から支援できる体制を強化するというものでございます。

続きまして、一つ飛ばしまして下の5目工芸センター費、家具等国内外販路拡大支援費400万円でございます。コロナの影響で落ち込んだ家具・クラフト産業を下支えするため、旭川家具の首都圏での販路開拓や、旭川ブランドの産地PRに対する業界の取り組みを支援する家具等国内外販路拡大支援費補助金及び旭川工芸販売促進補助金について、補助率の引き上げを行うというものでございます。なお、旭川工芸販売促進補助金につきましては、当初予算において、旭川工芸展2020（仮称）開催補助金としておりましたが、当該工芸展の中止が決定したことから、内容を販路拡大事業に改め、名称も変更するものでございます。このほか、ウイズコロナ社会でのクラフト作品の創出や新提案の場となるクラフトコンペティションを開催することで、クラフト産業の活性化に向けた後押しを行い、家具・クラフト産業を支援していきたいと考えているものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○林委員長 観光スポーツ交流部長。

○三宅観光スポーツ交流部長 議案第1号の令和2年度旭川市一般会計補正予算、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書10ページをごらんください。7款1項4目の観光プロモーション推進費における600万円の減額であります。これは、あさひかわ観光誘致宣伝協議会に対する負担金を減額しようとするものでございます。東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより増加が見込まれておりました外国人観光客向けのウェブプロモーション等について、一般財団法人自治体国際化協会の助成金を活用して行う予定でございましたが、感染症拡大の影響による渡航制限などにより、海

外からの誘客促進を目的とした当該事業の推進が困難になったことから、実施を見合わせることで、事業費の600万円を減額しようとするものでございます。財源は、諸収入と一般財源でそれぞれ300万円となっております。

続きまして、同じく補正予算書11ページをごらんください。10款6項1目のスポーツ大会等誘致推進費における500万円の減額であります。これは、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会に対する負担金を減額するものでございます。本年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、聖火リレーイベントなど、関連する事業を実施する予定でございましたが、東京オリンピック・パラリンピックの延期により関連事業が中止となったため、当該事業に係る500万円を減額しようとするものでございます。財源は全額一般財源となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林委員長 農政部長。

○和田農政部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書9ページをごらん願います。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、担い手確保・育成バックアップ対策費1千万円でございます。この事業は、労働者を雇用する農業者に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策や、労働環境の改善に必要な設備などの導入を支援し、新しい生活様式に対応した農業者の労働環境を整備しようとするものでございます。具体的には、圃場において手洗い場、仮設トイレ、休憩所、あるいは換気・空調設備などを整備した場合、100万円を上限といたしまして、対象経費の5割を補助しようとするものでございます。

次に、同じく6款1項2目グリーン・ツーリズム推進費701万円でございます。農業者が取り組む農家民泊施設や農家レストラン、あるいは直売所などのグリーン・ツーリズム関連施設につきましては、新型コロナウイルス感染症により、修学旅行のキャンセルや観光客減少などの影響を受けておりますことから、今後の市内グリーン・ツーリズム関連施設の利用を促進し、農業者の所得向上及び本市経済の活性化を図ろうとするものでございます。具体的には、市内グリーン・ツーリズム関連施設を紹介するパンフレットや動画などを年内を目途に作成し、その後、順次、観光案内所やその他関連施設などでの設置を初め、飛行機内での放映を予定するほか、旅行イベントでのPR活動に活用するなどして、本市のグリーン・ツーリズムを市内外に広くPRしようとするものでございます。

最後に、6款1項3目農産園芸振興費、旭川産新米PR支援事業費1千200万円でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による外食産業の休業などに伴い、令和2年産の米の需要減少が懸念されますことから、旭川産米の認知度向上と消費拡大を促進しようとするものでございます。これまで、市内4農協におきましては、農協独自の商品となりますプライベートブランド米を販売してきております。今回、この米の令和2年産新米の販売促進事業に対しまして補助するものであり、具体的には、各農協が企画いたします新米PRイベントに対しまして、5キログラムのプライベートブランド米を対象とし、通常の販売価格より1千円割引となる前売り券を販売してもらい、その割引分を市が補助するものでございます。スケジュールといたしましては、その前売り券を8月中旬から9月中旬ごろまで、各農協の直売所のほか、農協と取引がある市内一部小売店舗

でも取り扱い、その後、引きかえは新米が出回る10月上旬から中旬ごろまでを想定しております。また、本事業での取り扱い量につきましては、新米イベントとして行う各農協の許容量や人員体制などを踏まえまして、1農協当たり3千袋分を上限としておりますが、具体的な販売量や販売方法等の詳細は、今後、各農協とも協議しながら進めてまいります。なお、3事業のいずれも財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○林委員長 学校教育部長。

○山川学校教育部長 第4回臨時会に提出を予定しております議案のうち、学校教育部に関連いたします議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。補正予算書10ページ及び11ページとなります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の学校ICT環境整備費、補正額4億8千870万1千円につきましては、国の第2次補正により、GIGAスクール構想のさらなる加速、強化等が示され、第3回臨時会補正予算で議決をいただきました小学校4年生から中学校3年生までの学習者用及び指導者用端末などの整備に続き、今回の臨時交付金の活用により、小学校1年生から小学校3年生までの学習者用及び指導者用端末などの整備を行うものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費の学校感染症対策・学習保障費、補正額1億3千300万円及び次ページ上段の3項中学校費、1目学校管理費の学校感染症対策・学習保障費、補正額6千600万円につきましては、各学校が感染症対策等を徹底しながら、子どもたちの学習保障を行うため、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校の教育活動に必要な備品及び消耗品の購入等を行うものでございます。

10ページに戻りまして、2項小学校費、2目教育振興費の就学援助準要保護世帯長期休業中給食費助成費、補正額878万5千円及び次ページ、3項中学校費、同じく就学援助準要保護世帯長期休業中給食費助成費、補正額847万円につきましては、就学援助準要保護世帯に対して、保護者の負担を軽減するため、長期休業予定日に設定する授業日の給食費を援助するものでございます。

10ページに戻りまして、一番下、2項小学校費、3目維持修繕費の学校施設改修費、補正額1億1千385万円と、次ページ、3項中学校費、3目維持修繕費の学校施設改修費、補正額1億1千335万5千円につきましては、学校施設における児童生徒の新型コロナウイルス感染症対策として感染リスクの低減を図るため、トイレの和便器を洋式便器に更新しようとするものであります。

次に、減額補正についてでございます。10ページに戻りまして、下から2段目、2項小学校費、2目教育振興費の説明の欄の一番上、就学助成費、補正額1千208万7千円の減及び次ページ、3項中学校費、2目教育振興費の就学援助費、補正額837万5千円の減につきましては、4月20日から5月25日までの学校臨時休業期間中における給食の中止に伴い、給食費に係る扶助費が減ったことから予算を減額するものでございます。

最後に、歳入でございます。補正予算書の4ページをごらんください。先ほど御説明した事業の実施により、17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、24億3千706万5千円のうち、学校教育部分として7億3千316万1千円及び5ページ上段、7目教育費国庫補助金、14節学校保健特別対策事業費補助金に9千950万円を追加するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○林委員長 社会教育部長。

○高田社会教育部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。補正予算書の11ページをごらんください。上から4段目、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の文化芸術活動振興費、補正額160万円につきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症により、長期休館や入館者数の減などの影響を受けた市内の民間の有料文化施設、具体的には旭川兵村記念館や川村カ子トアイヌ記念館など4施設に対して、感染防止対策や入館者数の回復に向けた取り組みを支援するため、1施設当たり40万円を上限とする補助金を支給するものでございます。

次にその下、2目公民館費の公民館管理費、補正額60万9千円につきましては、各公民館における新型コロナウイルス感染症防止対策として、消毒液やグローブなどを購入するものでございます。これらの2つの事業の財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

続きましてその下、4目博物科学館費の科学館特別展開催費、補正額820万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の科学館事業のうち、開館15周年特別展を中止したことから、当初予算820万円を全額減額補正するものでございます。

次にその下、5目市民文化会館費のうち、文化会館改修費、補正額890万円の減につきましては、今年度予定している市民文化会館の空調設備改修について、国の文化施設の感染対策事業である文化芸術振興費補助金の対象となることから、国庫補助金事業への振りかえにより、文化会館改修費の当初の予算を減額補正するものでございます。また、同じく市民文化会館費の文化会館感染症防止対策費、補正額1千659万3千円につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、ただいまの空調設備の改修のほか、体温感知カメラやマスク、消毒液等の衛生用品を購入するものであります。

次にその下、6目大雪クリスタルホール費の大雪クリスタルホール管理費の補正額52万7千円につきましては、こちらも同じく感染症対策のため、体温感知カメラやマスク、消毒液等を購入するものであります。

続きまして、歳入でございます。5ページをごらんください。初めに、17款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金のうち、16節文化芸術振興費補助金、補正額855万7千円につきましては、先ほどの市民文化会館感染症防止対策費及び大雪クリスタルホール管理費の財源として充当するものでございます。

次に6ページ、24款市債、1項7目教育債、2節社会教育施設等整備事業債、補正額80万円につきましては、文化会館改修費の国庫補助事業への振りかえによる起債内容の変更によりまして80万円を補正するものでございます。また、これに伴いまして、3ページの地方債補正では、社会教育施設等整備事業につきまして80万円分限度額を変更するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○林委員長 ここで、発言の有無を確認します。御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 次に行きます。2、報告事項について、まず、令和2年第4回臨時会提出議案にかかわる事項について、理事者から報告をお願いします。

経済部長。

○品田経済部長 報告第1号、専決処分の報告につきましては、総務常任委員会所管でございますが、経済部にかかわりがありますので御報告申し上げます。

本件は、本年6月1日、市内常盤通1丁目において、経済部産業振興課の職員が運転する庁用の軽自動車が発進したところ、停車中の車両と接触し、双方の車両が破損したものでございます。過失の割合は市が100%でございます。その損害賠償の額を27万7千360円と定め、7月1日に専決処分をさせていただいたものでございます。

交通安全につきましては、日ごろから職員に対して注意を喚起しているところでございますが、今後とも一層周知徹底を図り、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○林委員長 御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 ここで、この後に関係する理事者以外の方は御退席をお願いしたいと思います。

次に、提出議案以外の事項について、理事者から報告をお願いします。

学校教育部長。

○山川学校教育部長 教員の不祥事につきまして、御報告を申し上げます。

7月8日、市内小学校の教諭が、児童買春の容疑で逮捕されました。警察によりますと、逮捕容疑は、本年5月5日、市内のホテルにおいて、少女が18歳未満であることを知りながら、現金を渡し、いかがわしい行為をしたというもので、当該教諭は容疑を認めているとのことであります。

教育委員会では、逮捕当日の8日午後6時から臨時の校長会議を開催し、市内全ての小中学校の校長に対し、教育長から不祥事の再発防止と根絶に向けた具体的な取り組みについて訓示を行いました。また、翌9日から17日までスクールカウンセラーを当該校に常駐させ、児童及び希望する保護者、教員との面談等を実施しております。当該小学校におきましては、翌9日、全校集会で児童に、また同日夜、保護者説明会を開催し、謝罪を行うとともに、事故の概要と今後の対応などについて説明を行いました。今後も児童の心のケアを第一に、学校生活に影響が及ばないよう万全を期してまいります。

昨年も同様の容疑で2名の教諭が逮捕されており、各学校とともに不祥事防止に取り組んでいた中、再びこのような重大な不祥事が発生したことは、痛恨のきわみであります。率先して範を示すべき立場にある教職員として、このような行為は絶対にあってはならないものであり、今後、より一層の危機感を持って指導の徹底を図り、再発防止に取り組んでまいります。このたびは大変申しわけございませんでした。

○林委員長 ここで御発言を確認いたします。発言ある方いらっしゃいますか。

高花委員。

○高花委員 昨年に続いて、今回、3件目という、このコロナ禍の休業中に起きた不祥事ですけれども、昨年も私、質疑をさせていただきました。その際もいろいろ聞かせていただいたんですが、この約1年の中で3件、このような状況が起きたということは、非常に、モラルの低下なのか何な

のか、よくわからなくなってくるぐらいのことだったと思います。

北海道の状況として、今、この旭川市の学校で起きているこういった不祥事、果たして、道内の他都市と比べて多いのか少ないのか。もし多いとするならば、教育委員会として、その要因はどのように認識しているのか、初めに伺いたいと思います。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 道内他都市との比較ということでございますが、北海道におけます自治体ごとの懲戒処分の件数に係る資料というものが無いことから、その比較については難しいところでございますけれども、道内全体の懲戒処分の件数に占める本市の割合は高い状況ではないところでございます。しかしながら、わいせつ事案につきましては、昨年からことしにかけて3件発生しております、報道等の状況から推察いたしますと、他都市より多い状況でございます。

その要因につきましては、教育公務員としての自覚、モラルの欠如といったことのほか、スマートフォンやSNSにより容易に相手と知り合う機会が多いというようなことも一因になっているものと考えております。

○高花委員 実は、ちょっと今回、質疑するに当たって、昨年の不祥事のことものいろいろともう一回調べてみたんですが、1回目は、昨年4月4日に中学校の教諭が児童買春ということで起こしているんですね。2件目は5月27日、同じく中学校の担任の先生だった方が起こしている。今回は5月5日に起きている。4月、5月に3件とも起きている状況というのは、何か一つの共通があるんじゃないかなというふうに思っています。ですから、道内の他都市と比べて、交通事故等も含めると高い状況ではないけれども、こういったSNS関係を通じた出会い系の部分で考えれば、非常に他都市より多い状況だと、今答弁がありました、その中でも3件とも4月と5月に事件が発生しているんです。社会的に言えば、五月病というものなのか何なのか。新学年、新学期を終えてほっとしたときなのか。4月、5月に立て続けに起きているというこの部分において、何か共通要因があるのではないかなというふうに考えるんですが、見解を伺いたいと思います。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 委員御指摘のとおり、昨年、ことしと発生しております事故につきましては、4月、あるいは5月というところに集中している状況でございます。新年度に入りまして、教員の中に、一つの区切りがついたというところでの緩みといったことも、もしかして生じているのかなというところでございます。今回の件も含めまして、この辺の要因についてはきちんと分析をして、今後の再発防止の取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

○高花委員 はっきりと、この3件とも4月、5月に起きているということがわかっているので、今後は、その季節ごとなのか、夏休み明けにもまた出てくるのかわかりませんが、その傾向をしっかりと分析して、今後の対応に生かしてほしいなという思いでいっぱいです。

先ほども少し述べましたが、今回の不祥事は、緊急事態宣言で学校が臨時休業中だったときに起きたものです。企業においても大変で、かつ子どもたちにとっては、これほどまで休業が続いたことがない。学力の低下、また進捗状況、保護者も含めて、社会も含めていろんなことを心配していたさなかに起きた出来事だったと思います。しかも、2件あったばかりの後で。ただ、私たち議会にこういった不祥事のことを報告される時は、いつも警察の事情聴取のときなんですね。ですから、担当部局も教育委員会も、御本人の事情聴取を一切できずに私たち議会に報告をされている中で、昨年同様、きょうも質疑をしているわけなんです、あれから1年たっていますので、昨年2

件起きた段階で、当然部局としても、御本人への事情聴取をしなければいけなかったと思います。処分をどうするかと考えていかなければいけないわけですから。

昨年の2件についてのことですが、そういったときに教育委員の皆様の意見、どのような意見があったのか、教育委員会はそれに対してどう対応したのか、まず伺います。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 本市では、昨年も同様の事案で2名の教員が逮捕されておりますが、不祥事防止につきまして、教育委員からは、事案に係る対応や再発防止等に係る意見が示されておまして、事案に係る対応についての主な意見といたしましては、学校全体で危機感を持ち、迅速丁寧に、児童生徒への影響を考慮し、慎重に対応することとの意見がございまして、これを踏まえ、当該教員が勤務していた学校では、担任による児童生徒への個別面談を実施したほか、教育委員会では、当該学校にスクールカウンセラーを派遣するなど、児童生徒の心のケアに万全を期したところでございます。また、臨時校長会議を緊急に開催いたしまして、教育長から各校長に対し、職員会議を早急に開催し、道教委の懲戒処分の指針等の内容を確実に周知するとともに、全教職員との面談や個別指導により、教育公務員としての倫理や職責などの意識を醸成し、服務規律の保持を徹底するよう、組織的かつ継続的な取り組みの実施について指示をしたところでございます。

再発防止についての主な意見といたしましては、各学校に、人ごとと考えず自分の学校の問題という認識を持たせること、教職員一人一人に教育公務員としての自覚を持たせること、管理職だけでなく、教職員にも情報を共有することなどの意見がありまして、これらの内容を踏まえ、教育委員会では、昨年11月から本年6月までに、各学校長宛てにわいせつ行為の防止や不祥事の再発防止など、服務規律の保持に係る5件の通知を発出したほか、昨年10月に、各学校の実務担当者を対象に開催した服務規律特別研修会においても指導をしたところでございます。また、小中学校長会では、不祥事根絶に係る緊急アピールを各学校に発出いたしまして、緊急コンプライアンス月間を設定するとともに、各学校において教育長からの指示の徹底を図るよう強く呼びかけたところでございます。

○高花委員 教育委員のメンバーからもさまざまな意見があったと。やっぱり子どもたちの心のケアを大事にする部分で、スクールカウンセラーの派遣だとか、いろいろしたんだと思います。そして、教育委員会としては、今までになかった動きだったと思いますが、服務規律特別研修会というのをやったと。ことしの6月までには、わいせつ行為の防止や再発防止についても5回にわたって通達をしたということは、ほとんど毎月、月1回通達をしていたわけですね。今回の事件は5月5日に起きましたから、一体、御本人はこの通達をどのような気持ちで受けとめていたのかなと思いますが、ただし、ほとんど休業中だったわけですから、通達をしても、学校長には伝わるかもしれない、教頭までは伝わると思います。ただ、私は、教育委員会が出しているこういった通達文が、一人一人の教員まで果たして届いていたのだろうかという懸念を感じます。通常業務ではないわけですから。子どもたちは5月18日から分散登校を開始していますけれども、ほとんどは6月から学校が始まったわけですから、そう考えれば、皆様の努力が教職員一人一人に届いていない、徹底されていないという可能性があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 今回、再び同様の事案が発生したことを重く受けとめまして、教職員一人一人の心に響く効果的な取り組みを継続して実施することが必要と考えておりま

す。このため、各学校では、校長による教職員個々との面談に加え、全ての教職員が今回の事案を深刻な事態と捉え、教育公務員としての自覚と法令遵守の意識を強く持つよう、みずからの行為がもたらす結果や、それに伴う周囲や家族への影響などにつきまして、各自に具体的に想像させる機会をつくることや、単に伝達するというだけでなくにとどまらず、職員同士が対策等を話し合う機会を設定することなど、不祥事防止に向けた取り組みをしっかりと進めてまいります。

また、教育委員会では、小中学校長会と連携した取り組みを引き続き実施するとともに、昨年、各学校の実務担当者を対象とした特別研修会を開催したところでございますが、このような管理職以外の教職員に直接語りかけるような機会を今後も継続して行いながら、教職員一人一人に教育長の思いや教育委員会の取り組みの趣旨、こういったものが確実に届くよう取り組んでまいります。

○高花委員 私は常日ごろ、学校現場と教育委員会に距離があるのではないかなということを感じておりました。皆様は、学校長たちと校長会でお会いするんだと思いますけれども、実際に生徒たちを受け持つ担任の方や、学年主任の方たち、ベテランの方たち、本当に初々しい新米の教職員の方たち、たくさんいらっしゃると思いますけれども、一番子どもたちと接する教職員の方たちと皆様と、距離がもしあれば、幾ら特別研修会を設けても、皆様が学校の管理者としか接していないのであれば、恐らく皆様の思いは末端の教職員のお一人お一人まで、届いていない可能性があるということ。ですから今、教職員一人一人に直接語りかけるような機会を今後も継続して行いながらというふうに言いましたけれども、皆様はそのつもりでいるかもしれませんが、受け取る側の教職員の皆様は、果たして教育委員会はどこまで自分たちの教員という立場を守ってくれるのか。ただ指摘をするだけじゃなくて、教職員を最後に守ってくれるのはどこなのかとなれば、教育委員会なんだと思うんですが、そこの部分の信頼関係がなければ、幾らいいことをやっても届かないというふうに思います。先ほど部長が言われました、子どもたち、保護者、また社会に対して信頼と信用も損ねるような、そういう不祥事が立て続けに起きているという、すごく憤りと申しわけないという思いを感じますけれども、教育委員会と学校現場に距離があるという、この生の教師の声をどこまで皆様が受けとめているのか。私は、そこの体質改善から始めなければ、これは根絶できないと思います。

昨年私は、SNSに一切アクセスしない、いや、SNSといってもいっぱいありますから、出会い系にアクセスしないということが水際対策であり、未然防止につながるんだということを言わせていただきました。皆様は再発防止って去年も言いましたけど、再発することを前提に使っている言葉だと言わせていただきました。未然防止、どうやって防ぐのかということ念頭にしなければ、知恵も、考える角度も違ってくるといふふうに思います。なので、言葉の使い方はちょっと私のこだわりもありますので、それはいいんですけれども、教育委員会と末端の教職員との距離、この部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○山川学校教育部長 今回のこの事故を受けて、結果的には私たちが昨年度から取り組んできたことが十分浸透していなかったということが、今回、大きな反省でございます。通常は、校長を通じて、さまざまな教育委員会の施策、あるいは通知等について指導等を行っていくところでございますけれども、この不祥事にかかわりましては、直接教員に響く、そういう対応をとっていくことが、本市においては喫緊の課題というふうに捉えております。

距離感につきましては、それぞれ各教員で思いがあろうかというふうに思いますが、その対策と

いたしましては、学校の中で、それぞれの教員が教員同士でしっかりと悩みも含めて語り合う場面をつくっていくですとか、そういうことを私たちとも一体として進めていく必要があるのかなというふうに改めて感じております。私たちが各学校の先生方と直接お会いして、お話しする機会というのはなかなか限られておりますことから、その対応について、また学校とも相談しながら取り組みを進め、一人一人の心に届く、そういうことについて、どのように取り組んでいくのかということについて、今後もまた進めていきたいというふうに考えてございます。

○高花委員 わかりました。ただ、保護者説明会に教育委員会のメンバーが参加しているかどうかということもすごく大事だと思います。その場の保護者の空気を読むというか、空気感というのがあると思うんです。それを感じていくことが大事じゃないかなと思っています。建物の中にはいるけど、別部屋で聞いていらっしゃる場合もあるみたいですね。しっかりと学校長の隣の隣ぐらい、隣同士に座るぐらい、保護者会にきちんと責任感を持って出るぐらいの教育委員会であってほしいなというふうに私は思います。現実、私が子どものPTAをやっていたとき、ある問題が起きて、学校長から全校生徒の保護者説明会がありました。そのときには教育委員会のメンバーが来ていました。そのときは一保護者でしたけれども、その姿を見たときに、学校全体、市全体で取り組もうとしているんだなと、実感することができました。ここ一番大事なときは、しっかり皆様も保護者説明会に参加しなければわかりませんよ、実際の声は。文章や言葉をテープで聞いただけではわからないと思いますので、そういったところから、やっぱり距離を縮めていく方法というのがあるというふうに思います。

昨年の2件と今回の事案、立て続けに起きたわけで、その背景、出会い系サイトなど、この要因をどう認識して、今回、どう対処されたのでしょうか。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 昨年の2件の事案につきましては、職場において中堅という立場で勤務に特段の問題がなかったことや、不祥事による影響が想像できていなかったことなどの共通点が見られたところでございます。特に、昨年からの事案につきましては、出会い系サイトやSNSを通じて相手と知り合うことをきっかけに事故につながっていることから、昨年度、これらの要因や背景について、服務規律に関する特別研修会において指導をするとともに、興味本位でそのようなサイトにアクセスすることは厳に慎み、SNSの利用に細心の注意を払うよう各学校に通知を発出したところでございます。また、今回の事案を受けまして、7月13日に小中学校長会において設置をいたしましたコンプライアンス推進委員会におきまして、部長からSNSの利用に関する注意喚起を初め、事案の背景や要因を各学校の取り組みの視点とするよう指導を行うとともに、日ごろから教職員がコミュニケーションを図る中で、互いに服務規律保持の意識を高め、不祥事防止のための機能的な組織となるよう強く求めたところでございます。

○高花委員 今回も、すぐ教育長が緊急小中学校長会を開いて訓示を出されました。見せていただきましたけれども、この教育長の訓示の中には、SNSという言葉は一言も述べられておりませんでした。まだ警察の事情聴取ということもあるので言えなかったのかもしれないけれども、過去2件の実例が1年以内にあったわけですから、可能性は高かったと思います。私は、ここで言わずしてどこで言うのかという感じがいたします。なぜ、教育長訓示の中で、SNSに関する注意喚起というのは言われなかったのか、伺います。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 昨年の2件の事案につきましては、SNSを通じて相手

と知り合い、事故につながっている状況が見られておりまして、このことについては、昨年、委員からも御指摘をいただいたところでございます。このため、SNSの利用に関する注意喚起の重要性につきましては、教育長を初め、教育委員会といたしましても十分認識しておりまして、教育長から各校長に対し、校長会議や学校訪問等で直接伝えたほか、教育委員会としましても特別研修会などさまざまな機会を捉えて、教職員に対し注意喚起を行ってきたところでございます。今回、発生いたしました事案につきましては、逮捕当日に行った訓示の段階では、逮捕の事実のほかは警察による取り調べ中で詳細の把握ができず、背景や要因について、訓示の内容には至らなかったところでございます。しかしながら、SNSがきっかけとの報道もありましたことから、週明けの月曜日に開催されました校長会のコンプライアンス推進委員会の場におきまして、昨年の委員の御指摘等も踏まえまして、部長から特にSNSの利用に関する内容について指導を行うとともに、不祥事の再発防止に向けた組織的な取り組みを行うよう強く求めたところでございます。

○高花委員 教育長の訓示は、本当に憤りを感じているような内容でもありました。ただ、道の服務規律違反をもう一度周知徹底するようにと必ず最初に言われるんですが、そこにはさまざま、交通違反のことも含めてどういったものがどういう処分を受けるかという細かい部分書かれていますけれども、それを周知徹底しても起きていることですから、それ以上の周知を旭川市独自で何か考えていかなければ、非常に恥ずかしいことだと思います。通常ではない、緊急事態のときに起きたんですから、もっともっと重く受けとめなければいけないと思います。

教育長も重く受けとめ、皆様も重く受けとめていますが、果たして一教員の皆様たちがどこまで重く受けとめているかということ、私はアンケートをとってもいいのではないかと思います。よくいじめの問題があったとき、全校でアンケートをとります。記名、無記名のときもあると思います。実際、児童生徒の中にはこんな意味ないよと言う児童生徒もいました。でも、高校に行ってもいじめのアンケートというのはありました。意味ないと言う生徒もいます。でも、アンケートをとると言うことが、実は抑止力になるという効果も私はあると思うので、普通は考えられないことかもしれませんが、ただ研修会をやって一方的な通達じゃなく、しっかり教職員にアンケートをとって声を拾い上げるという、その信頼関係も含めて、実態把握も含めて私はやったほうがいいのではないかなというふうに思います。4月、5月、気が緩みがちな季節がもうわかってきていますし、夏休み明け、教職員にさまざまなアンケートをとってみてはどうでしょうか。あとはどうするかは皆様にお任せしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、今後、どう未然防止に取り組むのか。再発防止じゃないですよ、未然防止ですよ、私が言っているのは。教育委員会の見解を伺います。

○山川学校教育部長 御報告でもお話をさせていただきましたが、子どもたちに対して、教員は法令遵守を指導する立場でございます。このような不祥事を引き起こすことについては、これは絶対あってはならないことでありまして、決して許されることではないものというふうに考えてございます。このことにつきましては、子どもたちや保護者はもとより、市民の皆様の学校教育全体にかかわる信頼を大きく損なうものでもあります。教育委員会といたしましては、過去の2件の事案を受けまして、不祥事防止に向けて教員の対象を広げた研修会を行い、そこでの指導ですとか、継続的な通知による注意喚起、各学校におけるコンプライアンス月間の設定などによって、また道教委とも連携をして、ここまでさまざまな取り組みを進めてきたところでございますが、結果としてこ

のような不祥事がまた発生したということにつきましては、痛恨のきわみであり、本市の学校教育において、御指摘のとおり、極めて憂慮すべき事態であるというふうに考えております。このため、過去に発生した事案を含め、今回の事案にかかわる背景ですとか、要因などをさらに分析することが必要と考えておりますし、お話にございました月別の傾向などもかかわりがあるのかということもありますし、またそれに応じた対策ということも考えていかなければいけないのかなというふうに思います。また、教職員の職種ですとか年齢、性別、家族構成などもさまざま、それぞれ置かれた状況が違いますので、それに応じた取り組みや指導についても必要と考えておりますし、特に、SNSの利用にかかわる研修については、学校とともに実施をしてまいる必要があると考えております。

学校におきましては、校長の個別指導を継続して行っておりますけれども、それに加えて、教員と教育委員会の距離というお話もございましたが、一人一人の教職員にも届く取り組みとして、それぞれ教員が具体的な対応策、未然防止策を考え、互いに話し合うような、コミュニケーションを図りながら行う取り組みを計画的に行うなど、組織を機能化して、教職員個々に届く取り組みが一層充実するように指導、あるいは支援をしてまいりたいと考えてございます。

今回の事案を受けまして、小中学校長会においてコンプライアンス推進委員会を設置していただきました。全ての小中学校におきまして、管理職と教職員が一丸となって意識改革、あるいは自覚を促す取り組みを実施することというふうになりましたので、不祥事の根絶に向けた強い覚悟を持って、教育委員会と学校がしっかりとそのことを共有して、未然防止の強化を図ってまいりたいと考えております。

今回の不祥事につきまして、改めて、市民の皆様には深くおわびを申し上げるところでございます。このたびは大変申しわけございませんでした。

○高花委員 最後に指摘させていただきます。昨年の2件は中学校の教諭でした。人望のある先生であり、1人は1クラスしかない1年生の担任だったと。今回は小学校の教諭で、また、この方も1年生の担任だったと聞いています。かつ、今回の先生も人望があったようなお話を聞いております。人望があるからよしではないんだなということも、やっぱり分析をしっかりしていかなければいけないというふうに思います。こういう先生が危ないとかいいとか、そういう問題ではないということで、人望があるから大丈夫だろうということでもなく、今は何がいいんだか悪いんだかわからないような状況ですけども、でも何よりも、子どもたちの心の中には、私は一生残ると思います、こういうことがあったということは。そういう暗い陰の思い出というのは一切残さないように、楽しいだけではないと思いますけれども、大人側の問題で子どもたちに影響を与えないでいただきたいということをお願いして、指摘して、質疑を終わります。

○林委員長 ほかに御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 次に、3、夏季休業期間中の学校給食についてに入ります。

発言でございますでしょうか。

能登谷委員。

○能登谷委員 夏季休業期間中の学校給食について、少し伺いたいと思います。

夏休み期間ということで、ことしは期間を随分制限されて、学年によっても違うんですけども、

休みがコロナでの休業の影響を受けて短くなったりしているという中で、大変御苦労されているんじゃないかなというふうには思います。

この間、給食を提供するという事なんですが、8月4日から7日については選択性ということになっています。市内のある学校で発出されたものを見ると、ちょっと何か急だなど、乱暴だなどというものもあって、いかがなものかなと思いつつ、質問させてもらうことにしました。

一つは、8月4日から7日についてということで選択制になっている、その理由についてまずお示しいただきたいと思います。

○山本学校教育部学校保健課主幹 例年、長期休業期間に合わせ、新学期からの安定、安全な給食の提供のため、各学校の調理施設や給食センターの補修、洗浄の委託業務を実施しており、授業日を設定した全ての日に給食調理を行うことは難しいところではありますが、保護者の家事や経済的負担にも配慮し、給食を提供することとしたところではあります。このようなことから、全児童生徒の授業日を設定する7月27日から8月3日までの6日間は通常どおり給食を提供しますが、小学校5、6年生の授業日を設定する8月4日と5日、中学生の授業日を設定する8月4日から7日については、給食室での調理を伴わないパン、牛乳、デザート等を提供することとしたところではあります。

また、この期間のメニューについては、通常の給食と比べ、アレルギー等への対応や、栄養価の面で十分な内容とならない点は否めないなどのことから、喫食を希望しない児童生徒もいることも考えられるため、選択制としたところではあります。

○能登谷委員 ある学校の例で言えば、7月2日に校長先生からこの通知が発出されて、希望を7日までに申しなさいということですよ。そうすると、2日というのは木曜日だったと思うので、週末、土日を挟んで、その後7日火曜日までに申せということで、相当性急過ぎないかな、期間が短か過ぎないかなと思うんですが、これでないと間に合わないということなのか。また、その期間の設定というのは、市内全校、全部一緒ということなのか、その辺のところをお示しいただきたいと思います。

○山本学校教育部学校保健課主幹 回答期限につきましては、学校給食費の取り扱いに関する学校との調整や、要保護者や準要保護世帯の取り扱いの確認などに時間を要してしまったことから、市教委からの通知がおくれ、学校における8月分の給食発注日まで十分な期間が確保できなかったところであり、これにより、給食の希望に係る回答期限が短くなってしまったところではあります。学校からの発出文書の回答期限等については、大きな差はないものと考えているところではあります。市教委からは、各学校の実態に即して決定するよう通知しているところであり、全校一律ではないものと認識しております。

○能登谷委員 7日でなくて10日のところもあったというふうに聞いていますので、一律ではないんだと思うんですけども、いずれにしても、市教委のほうの通知がおくれたためにこうなっているということで、学校にも少し迷惑をかけたのかなというふうに思うんですね。

問題は、保護者への通知を見ると、希望しない場合だけ回答する、回答がない場合は、希望するものと見なすという通知なんです、この学校のものは。希望するものとして処理させていただく。これは本当にちょっとどうなんでしょうか、乱暴でないかな。やっぱり希望は一人一人確認することぐらいは、普通、学級単位で見てもできるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○石原学校教育部次長 給食の希望の確認に当たりましては、学校担当者の事務でありますとか、

保護者の回答の手間などを考慮いたしまして、希望しない場合のみ回答するよう市教委のほうで保護者への通知の例を示したところでありまして、また、回答がない場合の取り扱いに関しましては、注意を促す意味で記載したところがございますが、配慮に欠けていた部分もあったと考えるところでございます。

なお、食材の発注数につきましては、発注後であっても調整は可能となっておりますので、仮に、保護者からの回答がおくれたり、内容を変更したい、そういった希望があった場合であっても、柔軟に対応しまして、希望に沿った取り扱いとなるよう学校に周知を図っているところでございます。

○能登谷委員 今の話だと、市教委のほうで保護者への通知の例を示している、それに合わせて学校がつくったというものなんですね。とすると、この乱暴な対応になっているもとは教育委員会が悪いということですよ、率直に言って。余りにもこれは丁寧さに欠けていたと言わざるを得ないと思うんです。希望の有無をしっかりと確認すべきだったと思うんですけれども、いかがなんでしょうか、それはできないものなんでしょうか。ふだんからいろんな通知とか、緊急の連絡とかいろんなことでメールを使ったり、いろんなことをしていませんか。例えば、急にコロナの関係で学校を来週から休みますよということだってあったわけで、これは何日もかけないでその日のうちにばたっと通知するわけで、そういうこともできると思うんですけれども、それはどうだったんでしょうか。

○石原学校教育部長 保護者にさまざまな希望等を確認するに当たっては、その内容、ケースによりますけれども、メールを使ったり、さまざまやっているケースもあります。今回の給食の希望に当たっては、学校においては保護者に対する文書の通知とあわせて、提出忘れのないよう学級通信やメールを活用したり、参観日を通じてお知らせしたり、児童生徒に提出忘れのないよう促すなど、工夫をして対応しているケースもあったところがございますけれども、それであっても回答を忘れたり、あるいは調査自体に気がつかない、そういった場合もあることを考えると、希望の有無をしっかりと確認することがより丁寧であったというふうにと考えるとところでございます。

今後、保護者にそういった希望等を確認する際には、御指摘を踏まえ、先ほど回答期限の話もありましたけれども、長くとるだとか、意思確認をするとか、そういった方法についても十分配慮するよう努めてまいります。

○能登谷委員 これで最後にしますけれども、夏季休業期間中の給食の提供ということで、事務手続には私は課題があったと考えています。丁寧さに欠ける対応だなというふうに思いますけれども、これまでの対応についての総合的な見解を伺いたいと思います。

○山川学校教育部長 給食の提供にかかわってでございますけれども、夏季休業期間中に授業日を設定しなければいけないということになりまして、これまで例のないことで、この間の給食の提供については、学校ともさまざま協議を進めながら来たところでもあります。この間の給食については、2度にわたる臨時休業期間において、御家庭に家事の御苦勞と経済的な御負担をおかけしたというふうに考えております。そのことから、授業日を設定するに当たりまして、当初から、可能な限り給食を提供したいという思いで、私たちは取り組んできたところではありますが、先ほどの答弁のように、どうしても一部の期間においては、通常の給食を提供できないという状況でございましたので、御指摘いただいた選択制の部分についての給食は、パンと牛乳とデザートのような給食ではありませんが、選択制で行うということを決めたところでもあります。

保護者の方から、希望を確認するというところに当たりましては、先ほどもお話がありましたように、丁寧さに欠けたというところを十分反省しているところでもあります。期間ですとか方法については、私たちがちょっと主導になった形で進んだ、そういう嫌いもあるのかなということで、まずは保護者の皆様に大変御迷惑をおかけしたなというふうに思っております。また加えて、学校にもさまざまな御迷惑をおかけすることになったというふうに考えておりますが、学校では丁寧にその後対応いただくようお願いをしたところでもあります。

このことにつきましては、私たちはさまざまな事務を取り扱っておりますし、相手方が学校ですとか、保護者の皆様ということになります。あるいは子どもたちのこともあるかもしれませんが、しっかりと受けとめて、一層丁寧な対応になるようにしっかり考えて取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えておりますので、今後にしっかりと生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 ほかに御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 次に、4、中学校の職場体験や地域人材銀行について、御発言の有無を確認いたします。

能登谷委員。

○能登谷委員 学校教育ばかり続いて申しわけないんですが、もうちょっとおつき合いいただきたいと思います。

職業体験とか地域人材銀行ということで、職場体験学習の一環でいろいろな取り組みを旭川市でもされているということで、私も経済文教の委員長の班で、日田市の中学校のおとな先生を見せてもらって、これはすごくいい取り組みだなということも感じながら帰ってきましたので、これら全体を否定するものではもちろんなくて、ぜひ、地域の特性とか特徴に合ったもの、これから地域の産業とかを残していくというようなことも含めて、取り組み自体は歓迎するし、応援したいなというふうに思っています。ただ、この間私どもに届いた声で、一つは、自衛隊の職場体験学習というか、その前段の1年生のときに、市内のある中学校の1年生を対象に自衛隊が来て説明するということがありました。自衛隊の方が3人来られて、資料を配付して、プロジェクターで説明するというようなことです。教室を空港に見立てて、管制官の方が本物のインカムを貸してくれて、管制官役の人にそれを渡して使わせる。そして、飛行機役の子どももつくって、飛行機のかぶり物をかぶって誘導する、管制するという、そういう体験。それから、教室で缶詰を食べたりとか、お土産のファイルをくれる。ブルーインパルスとか、自衛官募集のものとか、陸海空がそろそろようないろんな配慮、配慮というべきか、お世話で、潜水艦の缶バッジやらシャープペンやら船の絵のステッカーのりやら、いろいろ物もくれるということで取り組みがあったようです。そして、最後は、来年2年生になったときに自衛隊に体験に来てくれたら、お昼はカレーライスを食べられるよということで、御丁寧に職場体験の来年の案内までしてくれるということなんですけども、まず、その事実関係について、これらのことが実際に起きているかどうか、伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課主幹 中学校におきましては、望ましい職業観や勤労観を育成し、学ぶこと、働くことの意義について理解を深めるため、キャリア教育の充実に努めておまして、その中心的な学習として、職業講話や職場体験の活動を行っているところでございます。

当該の中学校におきましては、自衛隊、各種専門学校、検察庁等の職員を講師として学校に招聘いたしまして、7つの講座を開設し、職業に関する講話を実施したとお聞きしております。

○能登谷委員 今、専門の方がいろいろ来たという中で、私もさっき日田市の例も言ったとおり、否定するものではないと思っているんですが、それにしてもすごい何か偏っているなという感じがするんですね。専門学校の先生とか自衛隊とか検察庁とか、おかたいところが多いんですが、旭川で言えば家具、木工のまちだから、そういうのがあるのかなと思ったらそうでもないし、どうしてこうなるのかなと思いがちです。ただ、それは今質問しませんけれども、父母の方の疑問ということで、一つは、市内全校で1年生のときにこんなことをやっているのだろうか、そういう疑問を感じたと。それとも我が子の学校だけなんだろうかというような思いと、それから、ちょっと踏み込んだ内容でなかったかなと。そのときにプロジェクターで説明された、パワーポイントなのか何かわかりませんが、そのまま資料として子どもたちに渡されていますから、それを見ても、一般的な職業体験というよりは、ちょっと違う、踏み込んだ内容でないかと感じた。それから、これは、生徒が自分で選んだのだろうか、そういう疑問も湧いたということなんですが、それらについてはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○辻並学校教育指導課主幹 昨年度、本市の中学校におきまして、自衛隊を講師とした職業講話を行った学校につきましては1校でございます。講話の内容といたしましては、ほかの講話と同様に、業務の内容や、その職業につくための進路などについて説明等が行われたというふうにお聞きしております。また、講師の選定につきましては、当該の中学校におきまして、前年度までの職業講話や職場体験で協力いただいたことのある7つの専門学校等に講師を依頼いたしまして、講座を開設し、生徒がその中から自分の興味関心等に基づいて講座を選択し、受講したとお聞きしております。

○能登谷委員 職業講話ということで、一つの学校だけやっているんだということで、非常にまれだということなんですね。

それで、昨年度、ことし1月20日のはずなんですけれども、一つ気になっているのは、今の話だと、前年度までの職業講話とか体験のところから選んだということなんですが、さっき私の質問で言ったんですが、この学年の生徒が自分で選んだのか、そこはどうだったんですか。

○辻並学校教育指導課主幹 生徒の講座の選択にかかわってでございますけれども、当該の中学校におきましては、平成30年度の職業講話から7つの講座を開設いたしまして、昨年度、令和元年度も同様の講座で学習が行われております。講座の内容が決められた経緯につきましては、平成28年度に2年生にアンケート調査を行いまして、生徒から希望のあった事業所等を訪問先として職場体験が実施されまして、そのときの訪問先をベースに職業講話の講座を学校が選択したというふうにお聞きしております。

○能登谷委員 そうなんですね。結局、平成28年度、昨年度から見ても3年度前のアンケートだから、この子たちが希望したわけでないということ。なぜかといったら、親が、そこに行ったから、いや、あんたこれ希望したのかいと。ほかに希望するものがなかった、だからこれを選ばざるを得なかったんだと。示されたものの中にほかに行きたいところがなかった。新たにアンケートをとっていただければ違ったかもしれない、そういう意味ではね。3年前のアンケートで枠を決めて、7つ、これですよと言うからここになったということなんですよ。自分で選んだものでもない。

それで、職業講話、地域人材銀行と僕のほうでタイトルをつけましたから、職業講話とか職場体験とか、これらそれぞれの違いというのはどういうものなんだろうか。ほかの学校にもこういうことがあるのか。さっきの話では、昨年は1例しかないということでしたけれども、ほかはどうしてるのかな。それから、自衛隊の説明のプロジェクトで示したものをずっと見ていても、結局、職場体験の事前学習のような、2年生でやるやつの1年前として誘導しに来ているのかなと。来年来たらカレーライス食べられるよとか言いながら、そういうふうに思えるんですが、それらのことはどのように考えていらっしゃいますか。

○辻並学校教育部教育指導課主幹 まず初めに、地域人材銀行についてでございますけれども、当該の中学校が職業講話につけた名称でありまして、同じ名称を用いている学校はございませんけれども、多くの学校におきまして、複数の講師を招いた職業講話を実施しているところでございます。これらの職業講話は、生徒が学校を離れまして、事業所等を訪問し、施設等の見学や体験を行う職場体験とは異なりますが、いずれもキャリア教育の一環として行われまして、職業講話と職場体験を関連づけて実施しているところでございます。

○能登谷委員 関連づけているということだから、事前学習みたいなものとして捉えていいのかなというふうに思うんです。それで一つ疑問に思っているのは、職業体験ということで、自衛隊が一般の職業と同列に扱われているということは、これはいかがなものかなというふうに率直に思います。全く違う組織であり、職業だと思うんですね。職業と言うべきかどうかわかりませんが。それから、この資料をいろいろ見ても、災害救助などが主な任務に矮小化されていないか。本来の任務というか業務は、戦闘行為を含む防衛ですよ。しかも防衛の範囲がとどまらない。2015年の安保関連法によって、海外まで行って、世界中のどこでも戦闘行為ができるものに法律上は変えられていますから。そうすると、一般的な業務でないかもしれないものが同列に扱われるということについては、どんな見解をお持ちなんでしょうか。

○佐藤学校教育部次長 当該の中学校におきましては、一昨年度も同様の講座が行われ、生徒や保護者からの意見等がなかったことから、他の職業と同様に生徒にとって身近な職業の一つであると判断し、昨年度も取り扱ったものと聞いているところでございます。

○能登谷委員 前の年もやったからいいんだと。だけど、アンケートは平成28年度だから、全然、何がどうかみ合っているのか、私はよくわかりませんが。

それにしても、この説明資料を見ると、平和を仕事にすると。国の防衛、災害派遣、国際平和協力ということを説明して、平和を強調しているんですが、紛争や戦争などになる前に、平和を守るということであれば、当然、平和を守るための努力が必要だ、外交も必要だということなんだと思うんですけど、これらを理解するということが可能なんじゃないかな。中学1年生に平和学習というのは並行してどれぐらいちゃんとやっているのかなということが疑問になるんですが、そこはどうでしょう。

○佐藤学校教育部次長 当該の中学校1年生の平和に関する学習につきましては、国語、社会、総合的な学習の時間などにおきまして、平和のとうとさについて、作品から感じ取ったり、外国の文化や地理などについて調べ、理解を深めたりするなど、他国を尊重し、国際社会の平和と発展について考えるなどの学習が行われております。

○能登谷委員 1年生からも少しは始めているということなんですが、それが職業との関係でもど

うのかなということがさらに疑問になるんですが、特に、中学校卒業でも自衛隊に入れるんだということを資料説明の中では強調しているんですよ。自衛官を目指すコースとして、陸上自衛隊高等工科大学というのがあるんだというふうに説明しているんですが、それはどうなのでしょう。中学校1年生に職業あつせんするというようなことにとられかねないと思うんですが、その点はどのような見解をお持ちですか。

○佐藤学校教育部長 当該の中学校で実施されました職業講話につきましては、自衛隊も含め、7つの講座において、仕事の内容やその仕事につくために必要な資格などについての説明が行われたと聞いておまして、それぞれの講座を受講した生徒に対しまして、職業をあつせんする内容であったとまでは考えていないところでございます。

○能登谷委員 例えば、当日配られた資料でも、自衛隊を目指すコースの1例というのがあって、防衛大学校とか防衛医科大学、医学科とか看護とかがあったり、それから海上・航空自衛隊の航空学校があったり、一般曹候補生、それから自衛官候補生、最後のところに陸上自衛隊高等工科大学、ここを中卒から自衛隊を目指すコースということで、そこは黒く枠を組んでいるんです、わざわざ。だから中学卒業でも入れるんだぞということを強調して、中学生に説明しているんです。一般的でないんですよ。どう見ても職業あつせん、中学卒業したら入れますよということをわざわざ強調しているということが、一般的な進学でないものでありながら、自衛隊に入隊すること前提の職業あつせんとして説明されているんじゃないですか。

○佐藤学校教育部長 当該中学校におけます職業講話につきましては、どの講座におきましても、それぞれの職業につくための進路選択等について説明をされており、それぞれの職種につきまして、中学生がこの後の進路としてどのような進路を組めばよいかということについても触れて説明していただいたということを聞いております。

○能登谷委員 余り、細かくこの後言いませんけど、1年生の地域人材銀行を実施した今回の学校については、確かに自衛隊の近くにあるかもしれない、父兄もいるのかもしれませんが、余りにもやり過ぎではないかなと私は思います。留意すべき課題が多いんじゃないかなと思うんですね。それだけでなく、2年生に行く自衛隊の職場体験についても私は重大な問題があるんじゃないかなというふうに考えています。

それは一つは、国民の中で自衛隊の存在について違憲であるとか合憲であるという意見の相違があるんですよ、明らかに。これは皆さんたちもわかると思うんですよ。中学生の保護者の中でも、当然、そうなればさまざまな考え方の違いがあるということが前提になっています。仮に、生徒の希望があっても、うちの親が自衛隊だからとかということがあったとしても、親がそうだ、生徒の希望があればいいんだということになれば、相当いろんな職種が入ってくることになります。だめなところも入ると思う。だめというのは怒られますけどね。反社会的な活動をするようなところが入るということはある得ないでしょうけれども、希望があればじゃあ何でもいいのか。例えば、今コロナの感染拡大でいろいろと注意されている夜の街、そういうところも職場体験だからみんなで行こうかということになるのか。生徒の希望があればいいとか、何があればいいということでは私はないと思いますね。だから、一つは、子どもの自衛隊体験に反対するとか、懸念を持つ保護者が多数いること、議論があるということに私は配慮が欠けているんじゃないかなと。

もう一つは、2015年に強行採決された安保関連法制によって、自衛隊が世界中のどこまでで

も行ける、戦闘行為を行う、戦場に向かうということで、戦死者が出る可能性が現実化しているんです、これによって。だから、前までの自衛隊とはちょっと一歩違いますよ。殺し、殺される軍隊と危険性が高まっている中だということです。そういう中で、今、陸上自衛隊の北部方面隊、これは北海道にありますけども、2010年からは隊員に対して、家族への手紙という名で実際には遺書を書かせています。これもいろいろ報道で伝わっていると思うんです。遺書は、中卒の15歳で入隊する未成年者にも強いられているんです、全員書かなきゃならないから。だから、こういうことをしながらやっているということが、過去の戦争の反省から教え子を戦場に送らないという戦後教育の原点みたいなもの、これが根底から踏みにじられませんかということ。個々にいろいろ聞くのはやめていますので、全部言ってしまいます。だから、自衛隊は他の職業とは異なる存在だと。今、労働権も保障されていませんよね。一般的な職業でないからです。制約されています。ストを行ったりとか、労働組合をつくったりできません。だから、一般の職業とは明らかに違うということがわかると思うんです。遺書まで書かされて、実際には戦闘する、殺し、殺される任務を強いられる危険性ももちろんあります、入ってしまえば。おまえ行けと言われてれば行かなきゃならない。

これらをいろいろ考えたとき、中学生の職場体験として自衛隊がふさわしいのかどうか。私はこれを見直すべきときになっているんじゃないかなというふうに思いますが、いろんなことを言いましたので、ちょっとそれらの総合的な見解を伺っておきたいと思います。

○佐藤学校教育部次長 当該校におきましては、一昨年度の取り組みを踏襲して、自衛隊を含め7つの講座を設定し、各講座の講師と学校の担当で日程や内容等の打ち合わせを行い、実施したと聞いておりますけれども、講座の時間が2コマと長く設定されたことや、学校の担当が各講座の講師との打ち合わせの中で、仕事の具体的な内容ややりがい、進路のことなどについて詳しく説明してほしいといったような依頼もあったと聞いておまして、そのことで内容が盛りだくさんになったともお聞きしております。当日の内容についての確認や、一昨年度において、生徒の興味関心に応じた講座になっているかなど、各講座を受講した生徒の感想を初め、保護者の意見等幅広く参考にし、昨年度の取り組みを実施することが大切であったというふうに考えております。

それから、違憲、合憲の議論や、安全保障関連法につきましては、さまざまな捉え方や御意見があることは承知しておりますけれども、小中学校の学習指導要領におきまして、自衛隊が国の防衛や災害派遣、国際平和協力活動などの活動を行っているということにも触れることと示されておまして、学習で扱うこととなっているところがございます。

また、職業という点につきましても、さまざまな捉え方があるというふうに考えておりますけれども、日常的に従事します業務や労働を示すものと考えた場合、自衛隊は、国の行政機関の一つでありまして、自衛隊員は防衛省の職員で、特別職国家公務員でありますことから、職業であるというふうに考えられると思っております。

今後の実施に当たりましては、各学校におきまして、生徒のニーズに可能な限り沿うよう講座を設定する段階から、生徒の興味関心や進路希望等を把握し、方法や内容について十分検討し、保護者への配慮も十分にしながら、生徒にとって有意義な学習活動となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○能登谷委員 職業は職業なんでしょうね。だけど一般的な職業ではないでしょう、労働権も保障されないで。国家公務員でしょうけれども、そこは、きちっとやっぱり整理する必要がある。生徒

のニーズに沿ってと言ったって、平成28年度、3年度前のニーズに沿ってやっていたって、これは生徒のニーズと言わないでしょう、率直に言って。その年の子どもにどこ行きたいって聞いたならまだ、希望したんだからそれを組んだっていうのは言いわけにもなるけど、これは言いわけにもなってないんだから。それは余りにもちょっとこれも丁寧に欠けるよね。給食とはわけが違う話だけど。ちょっとやっぱりその辺も含めて、私は、見直しとか改善を図る機会になっているんじゃないかなと思いますので、最後に部長の見解を聞いて終わりたいと思います。

○山川学校教育部長 キャリア教育にかかわって、職業に関する学習でございますけれども、各学校が生徒の興味関心に基づいて、あるいは希望するその進路に基づきまして、実習を行っていくということでありまして、また実施に当たっては、地域ですとか保護者の皆さんの御協力を得ながら、体験先の確保ですとか、きょうお話がありました講師の選定等もあろうかなと思います、そういうことを進めていくということが大切であると考えています。社会に開かれた教育課程の実現ということで、今学校が取り組んでおりますので、このキャリア教育については、もう本当に学校の核となるような教育活動という認識を持っておりますので、さまざまな配慮がまた必要になっていくということについても、きょう御指摘いただいたことも含めて考えていくこともあるのかなと思っております。

学校においては、学校規模もございまして、地域の状況が、きょうお話がありましたようにさまざまあるかなというふうに思っております。そのことも含めて、その取り組みの内容ですとか方法については、さまざま市内でも違いがあるところでもあります。学校においては、これまでの取り組みがベースになっているということで、きょうも、ちょっと前の古いアンケートというお話でございましたけれども、そういうようなことで少し踏襲したような形で進んでいる学校も散見されるということはございまして、本来であれば、当該年度の子どもたちの希望ですとか、ニーズということをもっとしっかり捉えるということが、対象となっている子どもたちのためには一番いいということでもありますので、そういうことが実施されていくことが必要だというふうに思っております。

また、職業に関してでありますけれども、子どもたちの興味、関心も年を追って変化していきまして、保護者のそれぞれの思いですとか、願いですとか、そういうことについても変化していくものというふうに捉えております。その把握については、御指摘がありましたように、十分じゃなかったんじゃないかなというふうに反省をしているところでもあります、それはしっかりと把握して、さまざま効果的な取り組みになるように、必要な見直しを行うということが必要です、その中で、第一にはやっぱり子どもたちの希望ということが、学校の責務としてはあるのかなというふうに思っております。

今年度、学校にお伺いすると、コロナの影響で、この職場体験ですとか職業講話などについても、ほとんどの学校が今実施を見合わせているということでもあります。学校にとっては、今さまざまなことで2学期がぎゅっと詰まった形になっておりまして、これはなかなか希少な体験で、子どもたちにとってはすごく効果的な取り組みなんですけれども、なかなか実施が難しい状況であるということがあります。私たちはこの間に、さまざまな状況を立ち返って、学校にもう一度いろんなことを見直していただくということも必要なかなというふうに思っております、特に外部人材ですとか、教育資源の活用が大変難しい中、職業に関する今後の学習ですとか、キャリア教育のあり方などについても大きな制約が生じる中で、学校がどう進めるかということをご見直しいただき

たいというふうに考えております。職業については、さまざまきょう御質疑いただいたことも含めて、社会の背景ですとか時代などいろんな要因がありまして、さまざまな御意見等があるということでございますけれども、学校においては、この外部の活用等ができない状況において、生徒のニーズをもう一度しっかりと把握をして、保護者や地域の御意見も広く伺いながら、内容、方法を見直し、改善を図る機会としていきたいというふうに思っております。

今後もキャリア教育の充実に向けては、大変、私たちとしては重要な課題だというふうに捉えておりますので、しっかりと進めてまいりますし、学校にも働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 本日の議題は以上となりますので、散会いたします。

散会 午前11時32分